

ぎふし農業委員会だより



1からの農作業～収穫・調理体験
サツマイモの草引き（令和3年7月18日実施）

・農地利用状況調査員による現地調査を実施するとともに、啓発活動を行います。
・農地所有者への個別指導及び担い手農家への斡旋、各地区農政推進委員会の各種事業等を通して遊休農地の解消に努めます。

2 遊休農地の発生防止と解消

・農地中間管理事業を活用し、各地区農政推進委員会の協力を得て利用権設定を推進します。
・JAぎふ等関係団体と密接に連携しながら、農家、団体に対する相談会等を開催し、集落営農組織の育成と法人化、認定農業者への誘導を図り、優良農地の確保に努めます。

1 担い手の育成と農地

・農業施策について認識を深めるとともに、農地の有効活用及び将来を見据えた先進的な農業経営を学ぶため、研修会を開催し、情報の共有と意識の向上に努めます。

4 農業関係者研修会の実施

・食農教育児童実践支援事業により、農業委員会、各地区農政推進委員会が中心となり、教育関係者、JAぎふ、農業関係者の協力を得て食農教育を推進します。
・小学生を対象に農作物の栽培、収穫等の機会を提供し、市内全小学校の参加を目標として取り組みます。

3 食農教育の定着と普及推進

**令和三年度岐阜市農業委員会
農業振興対策〈重点事業計画〉**

岐阜市農業委員会では重点事業計画を策定し、関係機関・団体と連携して次の重点目標を推進します。

小型野生鳥獣による農産物等の被害にお困りの方へ

野生鳥獣の捕獲には、許可が必要です。ヌートリア等小型獣の捕獲の際には、事前に農林課に許可を申請してください。小型獣捕獲用のハコワナは、ホームセンターで購入できますが、お持ちでない方には、申請の際に貸し出しをしています。

また、被害防止には野生動物を寄せ付けない環境づくりも大切です。地域ぐるみでの防護柵の設置や集落内に野生鳥獣のエサ場や隠れ家がないか一度点検してみましょう。

農地中間管理事業をご利用ください

農地中間管理事業とは、農地の貸し借りの仕組みで、「農地中間管理機構」が農地の中間受け皿となり、耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮し、農地貸し付けを行う事業です。

受け手のメリット

個々の所有者と交渉する必要がありません。

出し手のメリット

公的な機関なので、安心して農地を貸し付けることができます。

※事業のご利用をお考えの方は、岐阜市経済部農林課 (TEL:058-214-2079) または、JAぎふ各支店までお問い合わせください。

「ぎふベジ」とは?



岐阜市近郊の4市3町(岐阜市・山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡北方町・羽島郡笠松町・羽島郡岐南町)で採れる安全・安心にこだわり抜いた特産農産物を愛称「ぎふベジ」と呼び、より多くの皆様に親しんでもらいたいと考えています。ぎふベジは“旬の時期に食べられるおいしい地元の野菜”そんな身近なブランドを目指し、HPやFacebook、各種イベントでPRしていきます。



◀ぎふベジホームページ



◀ぎふベジFacebook

ぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」を新たに認定しました!

岐阜市・山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡北方町・羽島郡笠松町・羽島郡岐南町の4市3町では、地元で生産された農産物などを積極的に取り扱う飲食店や販売店、食品加工所などをぎふ地産地消推進の店「ぎふ〜ど」として認定し、地産地消の取り組みを市民の皆さんに紹介しています。

今回新たに4店舗を認定し、現在155店舗を認定しています。ぜひ、「ぎふ〜ど」認定店で地元の味覚をご堪能ください。当市HPや市施設の窓口などに設置している「ぎふ〜どマップ」にて認定店一覧をご覧ください。

ぎふ〜どホームページ▶

<http://www.city.gifu.lg.jp/29673.htm>



野外焼却(野焼き)はやめましょう

野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、一部の例外を除き禁止となっています。

～例外とされる焼却行為～

- ☆畑作物、稲わら、もみ殻、あぜ草
(マルチや段ボール等の廃棄物は焼却禁止)
- ☆正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事

例外とみなされるものであっても、火災にならないよう、また、煙や灰が近所迷惑にならないように気をつけましょう。また、周辺に対し迷惑となる場合は中止をお願いすることがあります。

令和3年秋の農作業安全確認運動

運動期間 令和3年9月～10月

秋の農繁期を迎え、農業機械を多く使用するこの時期には農作業事故が多発します。

全国では、毎年300件前後の死亡事故が発生しており、岐阜県では、毎年4件前後の死亡事故が発生しています。死亡事故の半数はトラクターによる事故です。

トラクターには安全フレーム・安全キャブを装着し、シートベルトを着用しましょう。

草刈作業による事故が増えています。防護めがね・すね当てなどをつけ、十分注意して農作業を行ってください。

用水路に草や農産物等が落ちないように注意しましょう

草や農産物等によって、用水路が詰まる事があります。草刈り等の際、草が用水路へ落ちないように配慮しましょう。また、農産物や廃棄物等についても用水路へ落ちないように適切な管理をしていただくようお願いいたします。

農薬散布に気をつけましょう!!

住宅地に隣接した農地では、できるだけ農薬を使用しない管理を心がけましょう。やむをえず農薬を散布する場合は、飛散防止に努め、散布することをまわりの住民に伝える等、日頃から地域のコミュニケーションを密にしておくことが重要です。

有機肥料「椿」を使ってみませんか?

「エコプラント椿」では、養鶏農家から出る鶏ふん、畜産センター公園から出る家畜ふん、小中学校から出る給食の残さ等を混合、発酵させた有機肥料「椿」を生産しています。一度お試しください。

1袋(15kg)
330円
 100袋以上
260円



【問い合わせ・取扱先】
 岐阜市畜産センター公園
 〒502-0801
 岐阜市椿洞776-4
 TEL 058-214-6333

農業の地域活動に対して支援します

～多面的機能支払交付金～

農業振興地域内農用地を中心とした地域では、農林水産省の推進する多面的機能支払交付金を活用し、草刈・泥上げ等の地域の共同活動に対する支援を受けることができます。

【岐阜市内で活動している組織数】

- 農地維持支払制度14組織
水路や農用地の草刈、泥上げ、遊休農地発生防止のための保安全管理活動
- 資源向上支払制度(共同活動)11組織
水路等の軽微な補修、植栽による景観形成、施設の機能診断等
- 資源向上支払制度(長寿命化のための活動)6組織
水路等施設の長寿命化のための補修・更新

※この交付金の活用をお考えの方は、岐阜市経済部農地整備課 (TEL:058-214-2071)へお問い合わせください。

岐阜市食農教育児童実践支援事業紹介

岐阜市食農教育児童実践支援事業実行委員会では、各地区農政推進委員会やJAぎふなど関係機関と協力し、児童への食農教育に取り組んでいます。



藍川小学校の田植え体験



岩野田北小学校の
サツマイモの植え付け体験

遊休農地の解消・再生を進めるため、支援を行っています

○支援対象者 ※要件がありますので、お問い合わせください。

- (1) 農業者(認定農業者 等)
- (2) 農業者等の組織する団体(農地所有適格法人 等)

○対象となる農地

再生作業の実施によって耕作が可能となる農振農用地区域内の荒廃農地

○支援要件

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。

- (1) 総事業費が1件当たり100万円未満であること
- (2) 賃貸借・使用貸借による権利の設定、所有権の移転又は農作業受委託によって、再生された当該農地において2年間以上耕作すること

○支援内容

- ・ 不作付け地解消 …………… 農地の深耕及び整地、排水改善、障害物除去 等
- ・ 土壌改良 …………… 障害物除去等がなされた農地における土壌改良



農業者年金に加入しませんか

- ・ 積立方式の年金で財政的に安定した制度です。
- ・ 60歳未満の国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事している方ならだれでも加入できます。
- ・ 農業の担い手には保険料補助があります。
- ・ 終身年金で80歳までの保証つきです。
- ・ 保険料の額は自由に選べます。
- ・ 税制上の優遇措置があります。

令和3年9月15日発行 第109号 ◆編集発行／岐阜市農業委員会
 〒500-8701 岐阜市司町40番地1 ☎058(214)2073・2074
 E-mail nougyou-c@city.gifu.gifu.jp URL <http://www.city.gifu.lg.jp/2894.htm>